

自殺対策官民連携協働会議委員からのご発言を踏まえた各府省の対応（概要版）

大綱	No (頁)	委員名 (省庁名)	意見	現時点における各府省の対応状況／今後の取組の方向性	備考
基本認識	1 P1	杉本委員 (内閣府)	「自死・自殺」には様々な側面があり、丁寧な使い分けが必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大綱の見直しにおいて、当面の重点施策の「自殺遺児へのケアの充実」を「遺児への支援」に修正するなど、可能な限り配慮。 言葉をめぐる問題には、様々な意見があると承知しており、適宜、配慮してまいりたい。 	
	2 P2	田中委員 (内閣府)	自死等への差別的取り扱いを撤廃するよう国が率先して取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> 大綱では、「遺された人等に対するケア及び必要な情報提供を推進するなど支援を充実するとしている。内閣府では、遺族支援に関する取組を紹介するなど理解促進に努めている。 引き続き、正しい理解促進に努めるとともに、自死遺族支援に取り組んでまいりたい。 	
実態把握	3 P3	五十嵐委員 (内閣府)	自殺統計について、職種や年齢等、データの出し方への配慮。	<ul style="list-style-type: none"> 自殺統計については、毎月、ホームページでの公表と、都道府県を通じた情報提供を行っている。また平成 26 年版自殺対策白書において、自殺死亡率の変動要因について分析を行った。 今後も自殺統計を公表するとともに、分析や調査研究等の結果についても、適宜情報提供に努めてまいりたい。 	
	4 P4	田中委員 (文科省)	学校でのいじめ自死事件の調査委員会の設置について、文科省独自の調査委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針を含む審議を取りまとめ、児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の基本的な考え方や留意事項を示すとともに、各教育委員会及び学校に対し、自殺の背景となった事実関係に関する一定事項の報告を要請。 平成 25 年成立のいじめ防止対策推進法では、いじめの防止等のための対策に関する基本理念や、基本事項を定め、学校の設置者又は学校に対し、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等は、組織を設置して、事実関係を明確にするための調査を行うことを義務付けた（法第 28 条）。 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」、「子供の自殺等の実態分析」の各件について調査・研究した結果を取りまとめ、近く周知予定。 	
気づき	5 P5	中山委員 (内閣府)	基礎自治体においても強化月間を積極的に取り組めるよう、大きく声かけすることが必要。	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間及び自殺対策強化月間では、各都道府県・政令市を通じ、啓発事業や相談支援等の推進及び、管内の関係機関・関係団体等への周知について文書で依頼。 今後も都道府県・政令指定都市を通じ、自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、啓発事業の実施や相談支援等の推進を働きかけていく。 	
人材養成	6 P6	田中委員 (内閣府)	さまざまな要因に対する具体的な対策に関する研修・支援対策と、人材育成研修。	<ul style="list-style-type: none"> 様々な問題に対応した多職種向けゲートキーパー養成教材の公表。連携調整を担う人材を育成する研修の実施。各自治体では、相談窓口の紹介やつなぎ等に重点をおいた人材養成やフォローアップ等を実施。 引き続き、幅広い分野のゲートキーパーの養成や、地域での自殺予防の中核となる人材育成を支援する。 	
	7 P7	田中委員 (内閣府)	ブロック会議とコーディネート研修のレベルアップ、スキルアップ。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度より、ブロック会議及びコーディネート研修を全国 6 ブロックで実施。今年度、震災関連自殺に関して、6 月 20 日に福島県で被災 3 県を対象にしたブロック会議を開催。 今年度のブロック会議は、昨年度の参加者アンケート結果等を踏まえ、プログラム等工夫して取り組む。 	
	8 P8	清水委員 (内閣府)	自殺対策の取組に格差がかなり出てきており、選択できるような形で研修の実施。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度より、ブロック会議及びコーディネート研修を全国 6 ブロックで実施。 今年度の研修に関しては、昨年度のアンケート結果等を踏まえ、ニーズに合ったプログラムを検討する。 	
心の健康	9 P9	田中委員 (厚労省)	労働者に対するストレスチェックについて、検査を拒否する権利。検査結果を精神科医療機関の受診促進に利用しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ストレスチェックは、労働者には受診義務を課していない。また、ストレスチェックは一次予防のための取組を主な目的に行うものであり、結果は、労働者の同意がなければ事業者には提供されない。国としても制度の趣旨の周知徹底を図る。 	
	10 P10	田中委員 (文科省)	スクールカウンセラーは臨床心理士有資格者を。スクールソーシャルワーカーの配置。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度より、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について経験を有するスクールカウンセラーに準ずる者を任用できるよう要綱を改正した。なお、任用については自治体の裁量に委ねられているが、臨床心理士有資格者のみを採用している場合もあると聞いている。 平成 26 年度予算において、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図っているところ。 	
精神科	11 P11	渡辺委員 (厚労省)	濫用の恐れのある医薬品「ウツ」が一般の薬局、インターネット通販等で簡単に買えるのはいかなるものか。	<ul style="list-style-type: none"> 一般用医薬品は、薬事法の改正により、インターネット等で販売が可となった。ただし、ウツの成分「ブロムワレリル尿素」は、濫用のおそれがあるため、原則 1 包装単位での販売とするなどの販売制限を設けた。 	

医療	12 P12	渡辺委員 (厚労省)	精神科の薬物療法の多剤併用療法（一剤大量も含め）に関する見解。	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な処方に対する是正の観点から、平成26年度の診療報酬改定で、減算規定を設けた。単剤大量処方については、当時の中医協資料から、大量処方は好ましくないと考えているところ。 今後も適切な向精神薬の処方に向けた検討を進めてまいりたい。 	
社会的な取組	13 P13	清水委員 (内・厚)	生活困窮者自立支援法と自殺対策の連動。	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援の観点から、自治体に対する説明会等の機会を設け、制度の周知・理解に努めており、また生活困窮者自立促進支援モデル事業連絡会議において、新制度との連携も含め、自殺対策について説明。自殺対策の観点からも、全国自殺対策主管課長等会議で本制度について説明。 	
	14 P14	田中委員 (内閣府)	「うつ病」キャンペーンではなく、社会的要因を取り除き、直接自死の元を断つ施策が重要。	<ul style="list-style-type: none"> 大綱に基づき、社会的要因を踏まえ総合的な取組を推進。うつ病等の精神疾患に限らず、その背景にある問題に対応した多職種向けゲートキーパー養成教材の公表、関係機関の連携調整を担う人材養成、自治体での人材養成フォローアップ等。 引き続き、幅広い分野のゲートキーパーの養成や、地域での自殺予防の中核となる人材育成を支援する。 	
	15 P15	中山委員 (関係省庁)	生きる支援のための保険創設について、官民挙げての検討。	<ul style="list-style-type: none"> 生きる支援のための保険創設に関しては、制度の骨格が不明であるので評価は難しいが、経済的な問題で自殺に追い込まれる人への対応として、例えば、大綱においては、「社会的な取組で自殺を防ぐ」で、「多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実」「経営者に対する相談事業の実施等」等の取組をすすめているところ。 	
未遂者	16 P16	清水委員 (内閣府)	「自損事故による救急搬送」の統計資料の活用状況。	<ul style="list-style-type: none"> 統計の概要や活用に関する検討を行い、消防統計（自損統計）の概要及び自殺予防総合対策センターで実施した分析結果等について、自治体向けに紹介。 全国自殺対策主管課長等会議で、統計の活用について周知してまいりたい。 	
	17 P17	田中委員 (厚労省)	未遂者への健康保険の適用について、全組合への指導と実態の把握。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 5 月 21 日付厚生労働省保険局保険課長通知「自殺未遂による傷病に係る保険給付等について」により、保険者等に改めて周知。 今後とも、課長通知に基づき、保険者等に対して当該取扱いの周知徹底を図る。 	
遺された人への支援	18 P18	杉本委員 田中委員 (内・法)	心理的瑕疵についての取組。	<ul style="list-style-type: none"> 遺族の置かれた状況や支援についての理解促進に努めており、「心理的瑕疵」について、遺族が不利益を被ることがないように損害賠償の現状把握とその周知を図ることが肝要であることから、判例等の内容について整理を検討。 「心理的瑕疵」についての損害賠償の請求を民法上一律に否定する等の立法措置を講ずることは、困難であると思料。 	
	19 P19	田中委員 (金融庁 法務省)	生命保険の免責期間と、遺族の支援	<ul style="list-style-type: none"> 生命保険の免責期間の見直しについては平成 20 年の法制審議会保険法部会において議論されたが、免責期間を廃止すると自殺を助長する等の理由から従前の規律を維持することが相当との結論となった。 自殺免責期間を含め、各保険商品の設計については、基本的に、各保険会社の経営判断に基づき行われ、金融庁としては、保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること等の保険業法上の審査基準に則り問題がなければ認可しているところ。 なお、保険会社からは、一定程度の免責期間を設けることは、保険金取得目的で保険に加入し自殺することや、保険の存在が自殺を誘発・助長することの防止に有効であると考えられることと、遺族保障の提供という保険本来の役割の両者のバランスの観点から必要だと考えていると聞いている。 	保険法第 5 1 条第 1 号の規律を見直すことは予定していない。
	20 P21	杉本委員 田中委員 (関係省庁)	自死等があった物件等の情報が、掲載されているサイトと遺族支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁において、亡くなった本人やその遺族等のプライバシーに配慮した対応を行うとともに、得た情報について管理の徹底を図る。 本件につき問題や課題について引き続き整理する。 	
推進体制	21 P22	五十嵐委員 (内閣府)	本会議の役割と大綱の推進について。	<ul style="list-style-type: none"> 本会議は、大綱に基づき、連携・協働し、自殺対策を推進する趣旨で開催するもの。各委員の専門分野から、関係省庁の交え幅広いご意見やご議論を頂くことで、大綱の推進に資するもの。 今後も、大綱に基づいた対策の推進に向け、幅広いご意見・ご議論をいただきたい。 	
	22 P23	中山委員 (内閣府)	本会議を継続的な議論の場にすべき。	<ul style="list-style-type: none"> 本会議は、大綱に基づき、連携・協働し、自殺対策を推進する趣旨で開催するもの。委員より提示された意見については、各省庁に回答いただくとともに、オブザーバーとして参加いただいているところ。 今後も、会議において提出された意見への対応等について、可能な限り報告させていただき、ご議論いただきたい。 	
	23 P24	中山委員 (内閣府)	自治体間で互いに相談を受け合うような仕組みを。またそのための調整基金の設置。	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な事業は、現在の基金の枠組みにおいても、実施可能。平成 25 年度補正予算において、都道府県連携事業分として定額を交付。連携による広域的な相談事業の取組について、事例集等で紹介。 	
	24 P25	清水委員 (内閣府)	狭義での自殺対策を主たる目的として事業の予算額。	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策関係予算は、大綱の当面の重点施策に基づいた事業等に関する予算を各府省から登録していただき、まとめたもの。 今後も、大綱に基づき事業を推進するため、大綱の重点施策ごとに予算のとりまとめを行っていく 	自殺対策を主たる目的としているかという基準を設定することは困難。